

2025 年度第 1 回愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会

議事録

(事務局)

お待たせいたしました。

それでは定刻になりましたので、ただいまから、2025 年度第 1 回愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会を開催させていただきます。

初めに、愛知県福祉局福祉部障害福祉課長の今宮からご挨拶を申し上げます。

(障害福祉課 今宮課長)

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長の今宮でございます。

構成員の皆様方には、大変お忙しいところ、また今日は台風の大雨ということで、非常に足元の悪い中、この 2025 年度第 1 回愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また日頃から本県の障害者支援施策の推進にご協力をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、当会議の協議内容であります、障害者虐待防止につきましては、県内でも多数の事案が発生しており、2024 年度においても、速報値でございますが、400 件を超える虐待判断の報告を受けております。

増加する相談・通報・届出に対しまして、適切に対応がなされるよう、引き続き研修会議等により、市町村と連携して障害のある方々の権利擁護に努めてまいります。

また障害者の差別解消につきましては、昨年 4 月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことは記憶に新しいところでございます。

本日は、各市町村における研修や、普及啓発の実施状況、相談の状況などについて、皆様と共有をさせていただきます。

最後に、本日ご出席の皆様方におかれましては、障害のある方の権利擁護のため、障害者の虐待防止及び障害者差別解消の推進について、それぞれのお立場で、積極的にお取り組みいただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、資料の確認をさせていただきます。

次第、出席者名簿、配席図及び愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会要綱、資料１から７までとなっております。

なお、資料４につきましては、本日机上配付させていただいておりますが、協議会終了後回収をさせていただきます。資料にご不足がある方はお申し出ください。よろしいでしょうか。

次に、欠席者のご連絡をさせていただきます。

出席者名簿に出席と記載されております、愛知県町村会の宮地利式様、愛知県民生委員児童委員連盟の近藤広一様、愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会の榎本博文様、愛知県経営者協会の岩原明彦様につきましては、急遽欠席とご連絡をいただいております。

次に、会議の公開・非公開についてですが、議事事項２（２）障害者差別に関する相談事例につきましては、個人が特定される恐れがあることから、愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会要綱第５、第３項により非公開とし、その他は公開とさせていただきたいと思っております。

なお、本日は傍聴者が０名、報道機関の方が１名いらっしゃいます。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。本協議会の運営につきましては、愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会要綱第４－２により、座長は愛知県福祉局福祉部障害福祉課長をもって充てることとなっております。この後の司会進行は座長にお願いいたします。

（今宮座長）

それではよろしくお願いをいたします。着座にて、これ以降は失礼させていただきます。

皆様のご協力により会議を円滑に進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいま事務局から説明がありましたが、協議事項２の障害者差別解消についての（２）障害者差別に関する相談事例につきましては非公開としたいと思っておりますが、皆様よろしいでしょうか。

それでは、協議事項１の障害者虐待防止についての（１）２０２４年度の障害者虐待の状況、こちら速報値でございますが、について、及び（２）の２０２５年度の障害者虐待防止に係る本県の取り組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

事務局からご説明させていただきます。

資料１をご覧ください。

こちらは、2024 年度における障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等の概要です。

相談・通報・届出件数が合計 1,308 件、うち虐待と判断された件数は 417 件でした。なお、3 月末時点で調査中のものが 121 件あります。数値は速報値であり、今後、精査により変動する場合がございます。

虐待類型別では、「養護者による障害者虐待」に関する相談等が最多で、虐待と判断された 417 件の内訳においても養護者虐待が最も多く、全体の 58% を占め、次いで、「障害者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」の順となっています。

養護者虐待は、「相談・通報・届出件数」「虐待判断件数」とも法施行後から過去最多となる見込みです。

施設従事者虐待は、「相談・通報・届出件数」は前年と同程度、「虐待判断件数」は過去最多となっています。

使用者虐待は「相談・通報・届出件数」「虐待判断件数」ともに前年と比較して横ばいの状況となっております。

次のページです。(2) 虐待と判断された事案における被虐待者の障害種別についてですが、こちらは複数の障害種別がある場合があるため、重複が生じています。

養護者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、精神障害が 133 人と最も多く、次いで知的障害が 91 人でした。

施設虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、知的障害が 138 人と最も多く、続いて身体障害、精神障害でした。

使用者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、精神障害が 10 人と最も多く、続いて知的障害が 7 人、身体障害が 3 人でした。

下に進みまして、(3) 虐待と判断された事案における虐待種別です。

身体的虐待が半数以上と最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任、性的虐待でした。なお、複数の虐待が行われた事案があるため、重複があります。

虐待類型別の虐待種別を見ると、養護者虐待及び施設虐待においては身体的虐待が、使用者虐待においては経済的虐待の割合が高くなっております。

次のページです。(4) 養護者による障害者虐待についてです。①相談・通報・届出の内訳は、警察が最も多く 345 人、相談支援専門員が 139 人、次いで施設従事者でした。

警察への相談・通報・届出者を合算すると、被虐待者である障害者本人からの届出が最も多く 326 人でした。

②虐待をした養護者は、親（父、母）が 45.1%を占めました。なお、複数の者から虐待を受けた事案があり、重複があります。

次のページです。③被虐待者の性別は、男性が 91 人、女性が 151 人であり、女性の割合が高くなっています。

④被虐待者の年齢は、幅広い年代にわたっています。

⑤虐待に対する対応状況は、分離を行ったものが 31.4%で、⑥分離を行った事案の対応は、「契約による障害福祉サービス」が 30 人と最も多かったです。

次のページです。⑦分離を行わなかった事案の対応の内訳は、養護者に対する助言・指導が 96 人と最も多く、次いで、見守りが 20 人でした。

⑧見守りのみの対応となったものの対応状況としては、市町村職員が主体になるものが多く、様々な頻度による訪問等によって確認されています。2024 年度の対応において、見守りのみの対応を行い、再発した件数は 0 件でした。

次のページです。(5) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についてです。

①相談・通報・届出者の内訳については、当該施設・事業所職員が 151 人、行政職員が 97 人、相談支援専門員が 74 人であり、当該施設・事業所（設置者・職員・元職員・利用者）からの相談・通報は、警察への相談・通報の内訳と合算すると全体の 40.5%でした。

②事業種別ごとの件数は、共同生活援助が最も多く 79 件であり、内訳としては、介護サービス包括型が全体の約半数を占めました。

次のページです。③虐待と判断された事案における虐待者の職種の内訳です。生活支援員が 45 人で最も多く、次いで世話人が 35 人となっています。なお、虐待者が兼務している場合、件数の重複があります。

次のページです。最後に(6)使用者による障害者虐待についてです。①業種別の虐待と判断された事案の件数は、製造業が最も多く 7 件となっており、全体のうち、就労継続支援 A 型事業所は 4 件ありました。

②虐待と判断された事案における被虐待者から見た虐待者の身分は、事業主が主なものとなっています。

③被虐待者の雇用形態は、正社員に次いでパート・アルバイトの割合が高くなっています。

続きまして資料 2 をご覧ください。こちらは障害者虐待防止に係る本県の取組をまとめたものになります。2025 年度第 1 回市町村実務担当者会議の開催状況や本県における障害者虐待防止研修等の開催状況について説明させていただきます。

まず、2025 年度第 1 回市町村実務担当者会議の開催状況についてですが、2025 年 5 月 28 日に開催いたしました。本県から報告した内容としましては、

記載のとおり 11 点です。①は先ほどご説明させていただきましたものと同様です。②・③は市町村による事実確認調査や判断のばらつきが生じることがないよう主に新任者の方に向けて、各種様式や考え方を示しております。④障害者虐待に係る事前質疑等については、後ほど、報告事項でご説明させていただきます。

次に、愛知県障害者権利擁護センターとしての活動実績についてです。障害者虐待防止法では、都道府県は「使用者による障害者虐待に係る通報又は届出の受理」、「市町村相互間の連絡調整、情報の提供、助言その他必要な援助」、「障害者虐待に関する各般の問題や養護者支援に関する相談の応対、又は相談機関の紹介」等を実施する障害者権利擁護センターを整備することとしております。愛知県では、障害福祉課内に設置して日頃より、市町村担当者や障害者本人等からの相談に応じているところです。

直近の主な実績としましては、市町村相互間の連絡調整として、昨年度は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案の対応の中で、県内外の多くの自治体等と調整を行っております。

その他、使用者による障害者虐待に係る通報・届出等の受理や、障害者虐待に係る対応相談を随時行う他、定期的に嘱託弁護士との相談も実施しております。

続きまして、資料右側へ移りまして、本県における障害者虐待防止・権利擁護に係る本年度の研修計画についてご説明します。市町村等の相談窓口職員向け研修では、本県嘱託弁護士のご協力をいただき、県に報告された虐待事例を通して市町村職員の対応等の注意点を踏まえた講義の他、厚生労働省から示されるカリキュラムの内容を踏まえて障害者虐待防止における基礎的な対応について講義と演習をおり混ぜた研修を 12 月 17 日に開催する予定です。

また、施設従事者向けの研修では、令和 3 年度報酬改定以降、障害福祉サービス事業者等の受講希望者が増加しております。すでに実施しているものとして、新規入職者向けの研修が 6 月 9 日にございました。また従来どおり、12 月から 1 月にかけて研修内容を従事者向けの基礎的なものと、管理者等虐待防止に係る責任者等向けのより実践的なものの 2 つ分けて、エリアを分けて 2 回ずつ開催する予定で、調整を進めております。

さらに、昨年度より新設しました障害のある人の性被害の防止と相談対応の強化のため、相談窓口職員及び障害福祉サービス事業所等職員等を対象とした研修を、1 月 19 日に開催する予定です。

また、成年後見制度利用推進研修では、従来の施設従事者向け普及啓発研修の他、2022 年に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において、多様な担い手の確保・育成の推進が打ち出されたことを受けて、昨年度か

ら新たに法人後見実施団体養成研修の開催をしており、今年も10月7日の開催を予定しております。

次のページです。こちらは今年度6月9日に開催しました障害者虐待防止権利擁護研修の新規入職者向けに実施した研修のアンケート結果の抜粋です。1 受講者情報としましては、様々な法人・事業所の方に受講いただいております。資料右側『2 研修の内容等について』ですが、受講者の感想・意見の一部抜粋となります。本研修が「障害者虐待」の認識を見直すきっかけになったり、これまでの支援を振り返るきっかけになったものと考えております。

資料1の結果と併せて考えますと、相談・通報・届出件数が増加しておりますので、少しずつ障害福祉サービス事業者等における体制整備の効果が出ていることを期待して、一層、虐待防止・権利擁護に関する意識向上が進むよう、引き続き、取り組みを強化してまいりたいと考えております。報告は以上になります。

(今宮座長)

ありがとうございました。

では、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(愛知県相談支援専門員協会 鈴木構成員)

ご報告ありがとうございました。

7ページの、虐待者の職種のところに関連してご質問させていただきます。サービス管理責任者が14名、管理者が26名、児童発達支援管理責任者1名ということで、虐待の通報件数が増えてると同時に、こういった、本来であれば、最も権利を守るべき責任ある立場の方々が虐待を起こしている、しかも数が増えているということで、大変危機感を持っております。

こういった虐待と認定されたときに、専門職だったり、いわゆる専門の資格を持っていたり、あるいは管理者、こういった方々には何らかのペナルティってのはあるのでしょうか。

(今宮座長)

ありがとうございます。そういう専門職とか管理職に対して、何かペナルティがありますかということですが、事務局の方でお答えできますでしょうか。

(事務局)

お答えをさせていただきます。ペナルティという形では、特段そういった認識はございません。

(愛知県相談支援専門員協会 鈴木構成員)

ちょっと質問の仕方を変えます。基本的にペナルティ、虐待防止法にはペナルティを科すような規定は全くございませんのでね。ないということだと思います。

こういった虐待を起こしてしまった案件で、今回、この速報値として出してる案件の中で、警察に、いわゆる刑事告発したような案件というのは、愛知県ではあったでしょうか。

(事務局)

こちらに記載のある中で、刑事告発に至ったケースというのは私を知る限りではございません。

当然その刑事告発をするか否かという、重大な案件につきましては、県に事前に報告があり、そこで検討といいますか、助言をした上で、対応を各市町村で決めていくということになるかと思しますので、こちらが知らないところで、刑事告発に至ったということはなかなか考えにくいかなというふうに考えております。

(愛知県相談支援専門員協会 鈴木構成員)

なぜこんな質問したかといいますと、もう無くなりましたけども、ふわふわ。これがイノベルですとか、ケアサポートに全部権限が譲渡されました。譲渡されたときに、ふわふわで管理者に任命されてたものが、一部でしたけども、譲渡後にですね、管理者を続けることができなくなったと言って、そこで仕事をされてた方がいました。いろんな事情があって、そんな法令に反することをやってたと思うんですが、何らかのペナルティがそういうことで課せられてましたので、きっとそれはまた他の法律に基づいてそういうペナルティが課せられたと思うんですけども、そういうことがありましたんでちょっと確認をさせていただきました。

ちょっと次、すいません。ちょっとたくさんあるんで、次にもう1つお願いしたい。2つぐらいありますけども、すいません。

次に、資料の2の最初のページのところに愛知県障害者権利擁護センターとしての活動実績ということで、ご報告をいただきました。

それで、ちょっと事前に資料お送りしていただいたので、事前に見ていて、これはちょっと確認させていただこうということがありまして、この後またご報告があると思いますが、資料の方を見ていましたら、今年度から県の体制が変わって、施設従事者等による虐待事案については、障害福祉課の障害福祉事業所支援室が担うことになったと。業務・調整グループは引き続き養護者と使用者による虐待事案、相談先はこれまで同様にという、そういう記載があります。

私の認識としては、業務・調整グループが、これまで障害者権利擁護センターとして業務を、平成 24 年から確かやっていたと思いますが、今回こういう形で変わった中で、今年度からですね、4 月 1 日から、権利擁護センターの役割だったり、あるいは事業所支援室との連携だったり、こういったところはどのように、虐待の相談だったりする方だったりっていうところを受けて対応されてるのか、その辺についてご紹介いただけたらと思います。

(今宮座長)

はい。それでは事務局の方からお願いできますでしょうか。

(事務局)

事務局からご説明させていただきます。

ただいまご紹介いただきましたとおり、愛知県障害者権利擁護センターというものは、障害福祉課の業務・調整グループの方に設置をさせていただいてるセンターでございます。

確かに今年度からですね、障害福祉事業所支援室が障害福祉課内に新しく設置されまして、そちらの方でも、障害者施設、障害児施設からの施設からの虐待の通報等をですね、受けていただくということはあるんですけども、こちらの資料にも今記載しておりますような、市町村からの報告相談に対する情報提供、助言等につきましては、報告が上がってきたケースは、すべてこちらの権利擁護センターでも共有をさせていただいております。

また、あわせて、嘱託弁護士への相談等もですね、センターの職員も一緒に入りまして、させていただいてるというのが現状でございます。報告は以上です。

(愛知県相談支援専門員協会 鈴木構成員)

ありがとうございました。

これをお願いベースで、また課の中でも、関係者の中でもご検討いただけたらと思いますが、この資料 5 に書いてあった事案は、私が情報がなかなか集め

る力がないので、昨日資料送っていただいて初めてわかったのかもしれませんが、事業所支援室が担当されてることを知らなかったんですね。ホームページなどを見て、所掌事務が整理されて記載されてますけれども、こちらも掲載していただきたい。私ども相談支援の担当者からも、市町村には虐待防止の窓口をわかりやすくやってください、24時間365日の対応してくださいってことをお願いしてきた経緯がありますので、少しこの辺りわかりやすく、県民に向けてですね、ご紹介いただけるといいんじゃないかなと思います。これはお願いです。

ごめんなさい。もう1個お願いします。

次のページに、新規入職者向けのアンケートが書いてございます。こちら出席者が97名ということで、きっと100名までOKになって、3名の方が欠席されたのか。あるいは100名以上の方がお申し込みされて、結果的に受講許可された方が100名だったのかと、いわゆるその、実際に受けた方は97名ですが、どのくらいの方がお申し込みをされて何人ぐらい断ってらっしゃるのかっていうのが、もし断ってる方がいらしたら、お聞かせいただきたいと思います。それとこれはまたお願いになりますが、こうやって県で実施されるアンケートですので、受講した方は100%アンケートを出していただくようにですね。どうしてこんな、23名もの方がアンケートを出されなかったのかってのは、ちょっと不思議です。

割合がこれ97で88%っていうのは、もっとたくさんお受けになったんですかね。ちょっとそのあたり、すいません、数字のところですが、ご説明をいただけたらと思います。

(今宮座長)

ただいまの質問で、事務局の方からお願いできますでしょうか。

(事務局)

ご報告をさせていただきます。

こちらですね、実際のお申し込み自体は200名ほどとなっております、実際に人数を選定をしまして、110名の方に出席いただくことになっておったんですが、実際当日に出席されたのが97名だったということでございます。

アンケートの回収につきましては当日も事前にもご案内をしておったんですが、力不足で、74名の回収にとどまっておるというところでございます。以上です。

(今宮座長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

大変貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。それでは、他にいかがでしょうか。

(愛知県人権擁護委員連合会 加藤構成員)

よろしくお願いいたします。

3 ページのですね、毎年そうなんですけど、被虐待者から見た虐待者の続柄というところで、非常にお父さんお母さん、夫からの虐待が非常に多いと。非常に悲しいことですが、これについて県は何か啓発とかですね、そういうことについての取り組みというのは特別なこと、何かされてるんでしょうかお伺いしたいと思います。

(今宮座長)

ありがとうございます。

虐待のそういう関係で啓発をやっているかということですが、事務局の方からお答えできますでしょうか。

(事務局)

お答えさせていただきます。

特別このことに特化してということでは実施をしていないんですが、各種虐待防止権利擁護研修の中で、折に触れてそういったことにつきましても、啓発をしておるところでございます。

(愛知県人権擁護委員連合会 加藤構成員)

それはあれですかね。業者さん向けとか施設さん向けにやられていることでしょ。それとも一般の方を対象としてやられているんでしょうか。一般というか、こういう障害者をお持ちの父兄に向けて、やっている内容なんですかね。どうでしょうか。

(事務局)

はい。ご指摘のとおりでして、主には障害福祉サービスの事業所の方向けの研修が多いものですから、当然そういった方の割合としては高くなっております。ご家庭の方に向けてという形での研修というものは現状実施しておりません。

(愛知県人権擁護委員連合会 加藤構成員)

何とかここをね、資料に毎年載ってくるのだけど、この数字を見るたび非常に心が痛むというかね。お母さんお父さんも、あるいは、夫と言われる方たちから受けるというのは、本当に密室の中の、なんかそういうことになってしまうんで、表面的にはもっとたくさんあるのかなと思います。施設さんとか、業者さんというのはやりやすいよね。県の方が、管理しているのだから、お前たち来いよって言えばね。皆さん嫌でも出てくるんだろうけど。ぜひね、ここら辺が非常に大事なところだと思うんで。ぜひですね、ここら辺を、本当にそういう方たちのところに届くような、研修していただくとうれしいかなと思いますが。要望としてお願いしたいと思います。

(今宮座長)

ありがとうございます。

要望ということで、事務局の方でまた整理していただけたらと思います。他、よろしいでしょうか。

(愛知県手をつなぐ育成会 倉知構成員)

関連ですけれども、当事者団体で、私も親なので、本当にいつもこの数字を見ると、心が痛むことなんですけども、今日の資料の6-1の2枚目に、虐待防止の市町村における研修の内容が一覧表で載ってて、こういうのを本当に出していただけると非常にありがたくて。県の役員会で、各市町に、これをコピーして配れるので、そうするとやっぱり、これ見ると、実績なしっていうのが結構ございますので、やっぱりこういったところをもう少し、各市町村で、研修をやっていただけるために、こういう資料がいただけると、育成会を通じて、各市町の会長経由で研修を進めていただけるんじゃないかなというふうに思いますので、今の関連で、要望ですけども、毎回こういうのを出していただけるとありがたいなと思います。

(今宮座長)

はい。ありがとうございます。

(愛知県精神障害者家族会連合会 藪内構成員)

皆さんみたいに詳しくないので、ちょっと資料1のですね、2024年度の件数。これ前年度、前々年度に際しては増えてるんですけども。これ、なぜこういう風に増えてきたのかという分析なんかはされてみえるんですかね。それと

ガイドラインを、もうはっきりと、決めてきたっていうこと等なんですか。

(今宮座長)

ありがとうございます。

なぜ増えているのか分析しているのかということや、ガイドラインを決めてやってきているのかという質問ですが、事務局の方でいかがでしょうか。

(事務局)

お答えをさせていただきます。

障害者虐待の件数自体は、国の方の調査でも年々増加をしております、例えば養護者虐待ですと令和4年から5年にかけて15%の増加ですとか、施設従事者虐待ですと、30%以上の増加ですとか、年々増加している傾向でございます。本県におきましても増加をしておりますところですが、1つには研修なんかをですね、年間7件8件と実施をしておる中でその施設従事者の中での、意識の高まりといいますか、そういった目で見えて考えて、通報に至ったりですとか、そういった結果というふうにも捉えられるかなというふうに考えております。以上です。

(愛知県精神障害者家族会連合会 藪内構成員)

ありがとうございます。

今までの研修の結果が、そういう認識の深さに結びついてるということですかね。それと愛知県のこの件数っていうのは、他県に比べて、どういうふうな位置づけになるんですか。

(今宮座長)

他県に比べてというご質問ですが。

(事務局)

今ちょっと手元にその具体的な数字の資料がなくて大変申し訳ないんですが、割合としては少なくはないというふうに認識をしております。愛知県は比較的通報件数等については多い部類に入るというふうに認識をしております。

(愛知県精神障害者家族会連合会 藪内構成員)

はい。わかりました。どうもありがとうございました。

(今宮座長)

ありがとうございました。

なかなかご質問もごさいますが、今日も議題が結構たくさんありますので、また最後に質問がございましたら、またお受けするというごさいまして、先に進ませていただいてよろしいでしょうか。

それでは続きまして、協議事項の 2 の、障害者差別解消についての (1)、2024 年度の障害者差別に関する、相談状況についてというところ、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局の愛知県障害福祉課の北川と申します。

ここからは私の方から資料に基づいて説明させていただきます。では着座にて失礼いたします。

お手元の資料 3、「2024 年度の障害者差別に関する相談状況について」をご覧ください。

こちらの資料は、昨年度、令和 6 年度 1 年間で、本県の窓口寄せられた障害者差別に関する相談の状況について記載してごさいます。

(1) 相談件数については、昨年の本県の窓口への相談件数は 44 件となっております。前年度とほぼ横ばいの数字となっております。

次に (2)、相談者の区分をご覧くださいと、前年度と同様に、本人からの相談が 31 件と、全体の中での大部分を占めております。

次に (3) の受付所属に関しまして、本県で相談を受け付けた窓口としては、福祉局の障害福祉課が 33 件で最も多くなっております。

(4) につきましては、生活の中のどのような場面に関しての相談が寄せられたかをまとめたものとなっております。

最も件数が多かった分野は、商品及びサービスの利用の 15 件となっております。

また、その他のうち、行政機関の対応に関する相談は 4 件となっております。

右側の表に移りまして、(5) には相談者の障害種別ごとの相談の区分を掲載してごさいます。

表を見ていただきますと、令和 6 年度で最も相談が多かった障害の種別としましては、前年度と同様に、身体障害でございまして、その中でも肢体不自由が多くなっております。

また、相談区分としましては、不当な差別的な取り扱いに関する相談が合計で 22 件、合理的配慮の不提供が 21 件となっておりまして、全体の大部分を占めております。

次のページに移っていただきまして、(6) 障害種別と相談の分野について説明させていただきます。

こちらには、各障害種別の方からいただいた相談のうち、どのような内容についての相談があったかというところを種別ごとの表に掲載してございます。

前述の表と同様に、この表のまとめ方として、複数の障害のある方からの相談があったため、(1) に掲載してございます相談件数の合計とは一致しないものとなっておりますので、ご承知ください。

続きまして (7) 対応の区分でございますが、こちらは、本県が受け付けた相談に対して、どのように対応したかをまとめさせていただいております。相談を受けたもののうち、受け付けた窓口、本県が直接相手方の事業者と調整を行ったものが 7 件、相談者への助言等を行ったものが 28 件、対応不要の意思表示などがあった事例もございますので、そういった傾聴のみで終了したものは 8 件となっております。

またですね、関係機関事案を引き継いだものが、1 件となっております。

続きまして次、2 枚目の方に移りまして、愛知県の状況と同様に、各市町村の相談状況をまとめた資料になっております。

こちらも年次としては、令和 6 年度、前年度の状況のものとなっております。市町村の状況に関しては、相談件数の合計は 80 件と、前年度と同様のものとなっております。

相談者の区分に関しましても、本件と同様に、大部分が、ご本人様から相談というふうになっております。

相談の分野に関しましても、本県と同様に、商品及びサービスの提供、こちらが大部分を占める状況になっております。

右側の (4) の障害種別と相談区分に関しましても、傾向としては、本県と同じような形が見られます。

裏面に飛んでいただきまして、先ほどの本県での情報の集約と同様の形で

(5) では、障害種別と相談の分野をまとめております。

(6) では、各市町村において、対応した区分の件数をまとめたものを表として掲載させていただきました。

資料 3 についての説明は以上となります。

(今宮座長)

ありがとうございました。

それではですね、今の資料3についての説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いをいたします。

はい、お願いいたします。

(愛知県弁護士会 川瀬構成員)

愛知県弁護士会の川瀬と申します。

ご報告いただきありがとうございます。

私から資料3の2ページ目の対応として、相手方との調整ということで、県の職員が対応に当たられたと思うんですが、このうちの7件については、調整にあたって調整できたのか、あるいは、調整がつかなくて、不調であったのかとか、そういった内訳があれば教えていただきたいです。

(今宮座長)

ありがとうございました。

ただいまの質問、相手方との調整でできたか不調に終わったかというところですが、事務局からお願いします。

(事務局)

事務局の方からご報告させていただきます。

資料3で報告させていただきました、相手方との調整、7件の内訳に関しましては、基本的には、本県の方から、事業者側とで接触をして確認をさせていただきまして、最終的には相手方と事業者側の方で、話し合いの場が持たれたりとかですとか、何かしらの解決をする形というところで落ち着いた案件でございますので、仲違いといいますか、何も決着がつかずに終わってしまったという案件はなかったものと認識しております。

(愛知県弁護士会 川瀬構成員)

ありがとうございます。

(今宮座長)

ありがとうございました。他、よろしいでしょうか。

(愛知県自閉症協会・つばみの会 岡田構成員)

愛知県自閉症協会・つばみの会です。

同じく7の対応の部分で、相談者への助言ということで、28件あるのですが、これは相談者へ助言して相談者が、納得されたのか、また、どういうふう

になったのか、結果はどのようになっているのか、ちょっと教えていただきたいです。

(今宮座長)

ありがとうございます。

相談者への助言について、その結果どうなったかということですが、事務局の方お願いします。

(事務局)

事務局の方から報告させていただきます。

相談者の方へは傾聴した結果様々な助言をさせていただいているのですが、多くの方はですね、こちらの助言にも耳を傾けていただきまして、ご納得されて代替案とかを提案することがあるもんですから、こうしてみようかなってところで前向きにご検討いただける方もいれば、やはりですね、ちょっとご自身の思いとかもあって、なかなかご納得いただけないケースとかもございまして、そういった方も中にはいらっしゃるんですが、多くの方に関しては、こちらの方で、助言を行った結果ですね、ちょっと前向きにご納得いただいているという件数がほとんどでございます。

(愛知県自閉症協会・つぼみの会 岡田構成員)

すいません、納得されてない方には次の方こういう方法がありますよとか、アドバイスなんかはされていて、そっちの方向に進まれる方もあるということでしょうか。

(事務局)

事務局から報告させていただきます。

おっしゃっていただいたとおりで、こちらからは代替案とかをご案内するので、そこでご納得いただいたりとか、何もお答えいただけないケースとかも中にはあるんですけれども、違う方向だったりとか、他の解決策のほうへ向かっていただいているというふうに認識しております。

(今宮座長)

ありがとうございました。他、よろしいでしょうか。

またちょっと進めていくうちにですね、また何かあればまた最後の辺りでお聞きいただければと思います。

それでは申し訳ございませんが、先に進ませてもらいたいと思います。

それでは次の協議事項へ移りたいと思います。

続きまして協議事項 2 の (2)、障害者差別に関する相談事例についてですが、会議の冒頭にご確認させていただきましたとおり、非公開とさせていただいておりますので、記者の方は 1 度ご退席をお願いしたいと思います。

それでは、協議事項 2 (2)、障害者差別に関する相談事例について事務局から説明をお願いします。

【資料 4 「障害者差別に関する相談事例」は個人が特定される恐れがあり、協議会においても外部へは非公開としているため、Web ページにも掲載をしておりません】

(今宮座長)

もしよろしければ、次の報告事項の方へ入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、報告事項へ移りたいと思います。

報道機関の方を、事務局は入室をさせていただくようお願いをいたします。

それでは、続いて報告事項 1 について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局からご報告させていただきます。資料 5 をご覧ください。

障害者虐待に係る市町村からの質疑事項等についてでございます。

こちら、本年 5 月に開催をしました、愛知県障害者虐待防止・差別解消実務担当者会議の中で、事前に市町村から質疑事項を取りまとめ、本県からの意見等を示したものでございます。記載の内容は、すべてそのままの事案に当てはまるとは限りません。あくまで 1 つの考え方として、お示ししたものになります。

1 つ目でございますが、こちら自治体で初めて、障害者虐待の担当になった職員の方からの、質疑でございました。割と皆さんが疑問に持たれる内容かなというふうに思います。こちらにつきましては、虐待が疑われる事案では、調査をしないという選択は基本的にはないわけですが、その対応の仕方に、経験の部分が出てくるのかなというふうに思います。

通報者ですとか、あるいは被虐待者の方に、配慮することは当然ですが、リスクがあるからといって、対応しなくてもいいという理由にはなりません。

るので、そのあたり、自治体によってはうまく入り方で対応しているのかなというふうに思っております。

施設虐待に限らずですけれども、虐待の事案で対応に苦慮される場合には、まず本県への報告・相談をすることをお願いをしております。また、その際の相談窓口についてでございますが、先ほどご意見をいただきましたけれども、今年度から障害福祉課の再編によって、障害福祉事業所支援室が設置されたことに伴いまして、虐待事案のうち、施設従事者等による、障害者虐待につきましては、支援室において、通報の受理とか、市町村への助言指導等を行うこととしております。

さらに、第一グループの方が障害者虐待に係る内容について、第二グループの方が障害児虐待に係る内容について、所管をしておるところでございます。

その他の養護者の虐待者の虐待というのは、引き続き、業務・調整グループの方で対応を行っております。

質疑の2に移らせていただきます。

こちらの質疑の1と重複する内容が含まれておりますが、日頃の対応においても、実務上の判断に迷うような事案につきましては、速やかに、権利擁護センター、すなわち障害福祉課の方に相談するように市町村の方にはお伝えをしておりますので、適宜、助言を行っておるところでございます。

また、広域での連携を要するようなケースにつきましては、県で連携を支援してまいります。

報告は以上になります。

(今宮座長)

ありがとうございました。

市町村からの事前質疑というご説明でございました。

この説明につきまして、ご意見ご質問がございましたら、お願いをいたします。

(愛知県相談支援専門協会 鈴木構成員)

愛知県相談支援専門協会の鈴木です。

昨年度は、今年の3月まで、地域アドバイザーということで市町村の方と大変多く関わる機会がありました。私は東三河で頑張ってますんで4市しかこれはないわけですが、それ以外の尾張北部、海部、西三河南部、都合大体18ヶ所ぐらいの市町村の方と、5年ぐらいの間何度もやりとりをさせていただきました。

この質疑の2のところですね、市町村のノウハウ、マンパワー不足、思い違い、こういったことがここに記載されてますが、本当にこれをよく感じる場所です。

昨年のこの2回目の会議で、かなり厳しい指摘をさせていただきましたが、市町村によっては、あまり虐待虐待と騒ぐなというようなことを、相談支援専門員が、その問題を抱え込まざるをえないというような相談を受けたこともございます。

それが本当に虐待かどうかは、市町村が判断すべきことですから、そちらの方で当然検討していただく、会議などやっていただいて検討していただく必要がありますが、残念ながらそういう市町村が一部にあるというのは事実でありますので、ここでお伝えをしておきたいと思います。

そして資料の6の1、2、3にも関連しますが、本当に信じられないといひますか、これは後程また申し上げたほうがいいかもしれませんけれども、全く研修やってないところがあるわけですね。2年連続でというところもあります。こういったところに関しては、ぜひ県からも指導していただきたいですし、ということも思っております。これまた後程お伝えしますが、意見としてお伝えします。

(今宮座長)

大変貴重なご意見だったと思います。他、よろしいでしょうか。

よろしければ、次の報告事項2、3に入りたいと思います。

次の報告事項2、3についてはまとめて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局の方から、報告事項の2、3、資料6-1、6-2について、説明させていただきます。

お手元の資料6-1をご覧ください。

こちらはですね、市町村における、差別解消法に基づく差別解消のための研修実施状況、昨年度と今年度の予定を記載させていただいております。

こちらの今年度の研修予定に関しましては、各市町村に4月に伺った内容となつてございますので、現状ですとまたちょっとこの予定等は変わつてきている市町村もいくつかあるかなとは思いますが、4月時点での状況はお手元の資料のとおりとなっております。

2枚目に移っていただきますと、こちらがですね、次は虐待防止に係る市町村における研修の状況をまとめたものとなっております。

続きまして、資料の 6-2 でございますが、こちらは資料の 6-1 と似たような表が載ってございますが、これはですね、差別解消と虐待防止に係る普及啓発活動の状況を各市町村ごとにそれぞれ掲載させていただいてございます。

こちらの資料 6-1、6-2 の資料に関しましては、本年 5 月に開催しました、市町村の実務担当者会議の資料としても使用させていただいておりまして、各市町村に対してですね、実施ができていないところとかに関しては、実施をしている市町村の実績だったりとかを参考にですね、適切に、普及啓発活動であったり、研修であったりを実施するようお願いをしておるところでございます。

次にですね、資料 6-2 が 2 枚ございますが、次をおめくりいただきますと、資料の 7 がございます。

こちら、資料の 7 に関しましては、障害者差別解消法に基づく対応要領の策定状況等についてを記載させてもらっております。

内容につきましては、相談窓口の設置の状況、職員対応要領の策定状況、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況について、記載をさせていただいております。

各自治体の状況でございますが、相談窓口の設置と職員対応要領の策定につきましては、県内すべての市町村において設置または策定済みとなっております。

3 番の障害者差別解消支援地域協議会の設置に関しましては、設置済みが 53 市町村となっております。残りの 2 市につきましても今年度に設置予定となっております。

また、こちらの資料も、5 月実務担当者会議の資料としても利用させていただいておりまして、特にですね、職員対応要領に関しましては、当該要領を作成して終わりといったことや、地域協議会を設置したからそれでおしまいですよ、とそういうわけではなくて、やはり対応要領を、福祉担当部署以外の職員の皆様にも、きちんと対応いただくように、研修等を内部でも実施して、実効性があるものにしていただきたい。地域協議会に関しては、市町村向けの実務担当者会議を、情報を伝達する場として活用していただきたいをお願いをしておるところであります。

資料 7 の説明については以上でございます。

(今宮座長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から、市町村の研修や、普及啓発活動の実施状況、それから資料7では、市町村の対応要領の策定状況等について説明があったところでございます。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

(愛知県相談支援専門員協会 鈴木構成員)

本当に何度も、先ほどのちょっと意見にも関連してですが、今の資料の6-1、そして、6-2に、各市町村の動きが出てます。

こういった表を見ると、どこの市町村がやってるか、やってないかが明確になってですね、やってるところはしっかりやっていただいているわけですから、これはいいわけですがけれども、やってないところにやはり、何らかのアクションを起こしていただきたいなというふうに思います。

ただ、やれやれ言ってもやらないっていうのが現状だと思いますので、自分が地域アドバイザーやってきたっていう経験、あるいは基幹相談支援センターのセンター長としても10数年やらせていただきました。もう退任しましたが。

あと、主任相談支援専門員という資格を持っています。こういった機関であったり、専門職であったりする方は、何らかのやっぱり差別解消や虐待防止に関しての、知識、技術、思い、いろんなものがあるはずです。また経験もあるはずです。

こういった方々は講師をしてですね、あるいは講師と言わなくても、市町村で勉強会やるときに、アドバイザー的に招いていただいているわけですね、そこで意見を言っていただくだけでも、かなり効果的だと思います。

ですからあとですね、ちょっと私の知っている精神科医療に関わるドクター、あるいは精神保健福祉士の方、こういった方々も協力して、虐待防止に関わっていただいているところもあるぐらいです。

そういうふうにはいろんなやり方がありますので、予算がない、時間がないということだと思いますが、市町村においてはぜひ、実施をしていただきたいというふうに思っています。これはお願いということです。

それと、今日、人権推進課の方が来ていただいているので、僕も2年前ですね、各圏域レベルでしたかね、人権啓発からキャラバンというのをやっています。

これ障害だけに限らず、LGBTQあるいは部落、外国人、様々な差別に、被害を受けてしまいそうな方々をテーマにですね、講師と、ワークショップで学ぶ機会があります。

参加させていただきましたが、障害分野に限らなくてもやっぱり人権というのは、私たちもそうですが、人権が守られないようなことになると大変なことになるわけですから、市町村の方なり、専門職の方なりですね、なかなか学ぶ機会がないということであればそういったものにもですね、1 市民として県民として参加していただければ、大変勉強になるし、障害分野にも当然持ち込んでいただける案件ではないかなというふうに思いますので、これも 1 つ、お伝えをしておきたいと思います。

さらにちょっとこれは私たち相談支援専門員の間で、だいぶ今話題になってることなんですが、先ほど一番最初の質問の中で、サービス管理責任者、あるいは管理者という専門職の方が虐待をしてしまってるっていうね、大変痛ましいというか、我々、専門職として大変恥ずかしい状況が今起きてしまっています。

当然こういった管理者やサービス管理責任者、特に児童発達支援管理責任者、こういった方々っていうのは、一定の研修を受けて、そしてその研修を受けて実務経験があって初めてそれを名乗ることができるし、責任ある立場で仕事ができることになっています。であるからそうなってるわけで、やはりその研修の中身というのをですね、もう一度確認をしていただきたいというふうに思っています。

研修はきっと地域生活支援グループが担当されてるので、私も、相談支援専門協会で、多くの研修を受託しておりますので、その中でやりとりがありますから、またそこでお伝えをしていくことになるかと思うんですが。

研修の資料がですね、5 年ぐらい前のものを使ってるとか、あるいは差別解消について触れられていないとか、専門職の研修ですよ。一般市民の研修ではなくて、そういうような、大分こうレベルが高いとは言えない、低い研修にとどまってしまってるというのでも聞いてます。

最近ですからオンラインで、あるいはオンデマンドで録画したものを見て、研修をするなどという方法がとられてます。

コロナがあったのでこれは仕方ないこともあるし、逆にオンライン、オンデマンドで受ければですね、これはいつでもどこでも、時間の取れる時に受けられるという大変これは効果的なものであるわけですが、そういったものの中で肝心のものが溢れ取り上げられていない、あるいは取り上げられてるんだけど、数年前と障害福祉の分野も 3 年ごとに報酬改定、制度改定がありますから、やっぱり今、令和 7 年ですから令和 6 年度に報酬改定、制度改定がありました。令和 6 年の、そういった制度改定などをもとにですね研修をやっていたく。

差別解消であれば、民間事業者が、当初は合理的配慮が、これは努力義務でした。民間事業者ですから、いきなり義務というわけにいかないということで、法令が制定されたときには、努力義務でしたが、今はもうこれまた、義務になっております。

こういったことも触れられないままに、今こういったサビ管、児発管の方々の研修が行われているということの一部聞きましたので、もうすでに改善されてればいいわけですが、ぜひ、もう本当に障害のある方々の権利を守らなければいけない立場のある方々ですから、ぜひ、研修の中身、確認をしていただいでですね、不備があれば改善をしてっていただきたいなというふうに思います。

これ私がこうやって申し上げてるんですが実は、多くの相談支援専門員や、それに関連する機関の間でもちょっと話題になってる。研修を受けたものの資料見たら、なんかこれ古いじゃないかみたいだね、というようなことも話題に出てるとい、他の会議でも話題になってるといふふうに聞いておりますので、ぜひその辺りは善処していただきたいというふうに思っております。

いろいろ申し上げました。失礼いたしました。

(今宮座長)

ご意見ありがとうございました。

市町村で、いろんな研修だとか、啓発をやっていないところに、ぜひアクション起こして欲しい、あるいは人権の話、それから研修の中身を確認して欲しいと。古い内容から新しい内容で、常に確認して行くと。

いろいろ考えてみれば、そうであるべきことなんですけれども、なかなかそれができてない現状を再確認していただいて、今後、研修等進めていっていただきたいと思います。

他、ご意見等ありますか。

(愛知県手をつなぐ育成会 倉知構成員)

育成会の倉知と申します。先ほども話したように、この資料は本当にありがたくて、各市町村に連絡できるんですけども、この中で昨年度実績なし、今年度未定っていうところは、本当に虐待事案とか、差別の事案がなかったのかどうか、あってもやらない、研修とか広報しないとか、ということなのか。もし、特に虐待については、できたらその養護者向けの虐待研修とかもうぜひ取り入れてやっていただけると、少しでも養護者による虐待が減るのかなということも、希望ですけども、そんなことも考えておりますのでぜひ県の方からも、指導していただけるとありがたいなというふうに思います。

(今宮座長)

今のご意見に対しまして、事務局の方から何かお話できることございますでしょうか。

(事務局)

事務局から失礼いたします。

この資料についてのご意見ありがとうございます。

資料見ていただきますと、6年度と7年度予定ということではございますけれども、状況が、一目にしてわかるという資料になっております。

今、委員からもご指摘いただきましたとおりですね、研修を行う際には、今の、また別の資料のページになりますけれども、養護者からの虐待ということが、やっぱり数字としても表れていること、こういったことも、併せてですね、市町村の担当等に伝えながらですね、またその際には、地域の当事者団体の皆様との連携についてもあわせてお伝えしていきたいと考えております。以上です。

(今宮座長)

ありがとうございます。

他、ご意見よろしいでしょうか。

それではちょっと時間も押しておりますので、続きまして、その他の事項に移りたいと思います。

その他の事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局の方から説明させていただきます。

お手元の資料の最後につけさせていただきました、情報提供のことについて説明させていただきます。

こちらの資料はですね、内閣府が令和5年度に作成しました、国、地方公共団体における相談窓口担当者向け相談対応マニュアル。障害を理由とする差別の解消の推進に紐づくものになっておりますが、今回ですね、その当該マニュアルの概要版ができたということで、国の方から情報提供がございましたので、あくまで内容としては市町村等ですね、相談窓口担当者向けのものとはなってございますが、国の方ですね、動きだったりとか考え方の参考にさせていただけるかなというところもございましたので、本日の資料の最後につけさせていただきました。

もともととはですね、160 ページ以上膨大なマニュアルを、20 数ページに抜粋して、大変読みやすくなっておるマニュアルかなというふうに思っておりますので、またですね、内容ご確認等いただいてですね、ご活用いただけたらと考えております。

またこのマニュアルの概要版のことに関しては先日、管内の市町村の方にもですね、情報提供をさせていただいておりますので、併せてご承知ください。

簡単ではありますが、以上で説明とさせていただきます。

(今宮座長)

ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問、ご意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

資料の 1、資料の 2 のあたりもご質問がいくつかございましたが、今日どうしてもですね、ここでお話ししておきたいとか、あとはどうしても聞いておきたいということがございましたらですね、資料全般含めまして、ご質問の方も、よろしいでしょうか。

(県民生活課 青山構成員)

私、愛知県の県民生活課で、県民相談グループにおります青山と申します。

今年度ちょっとこちらの方の所属で、今回初めて出させていただいてるんですけれど、皆さんの意見を、委員の方々にご意見いただきまして、とてもありがとうございます。

ですが、私がやっぱり今聞いていていろいろ思ってることがありますて、ちょっと勘違いされてる部分も結構あるんじゃないかなと思ひまして。あくまで県の立場というか、私としてはそういう感じはとったんですけれど、今回、一番最初の資料 1 とかで、養護者とか、施設従事者の方の相談案件が多いよということで、悲しいよとか、恥ずかしいよというような意見があったかと思ひます。

恥ずかしいとか、こういうのはどうしても数字的には仕方がないものではないかという判断となります。

なぜか。それって理由って考えたことがございましょうか。

それというのは、やはり恥ずかしいんじゃないかって、一番障害者に対して近い方っていうのは従事者じゃなくって、養護者なんですよ。

その方が近くにいるわけなんで、その方以外っていうのは、逆に、通報しないですよ。わからないですよ。

だから、そのような方々が出て当たり前になって、逆に、自分も今、親が障害者だったときに、亡くなってますけど、親というか妻のですね、やはり同様にやはりちょっと第三者から見て、結婚した後ですね、義理の父親が結構障害で、結構厳しくたたかれてるっていうか、言われてる感じは受けました。やはりそれを見て、虐待なのかなっていう部分は持ってました。しかしですね、それは、ある意味その障害者のために思ってやってることなんですよ。で、それがある効果をもたらすこともあります。

なので、そういったものも、相談・通報・届出件数の中には絶対含まれていて、最終的にその虐待の判断件数、これ 30% ですよ。両方とも 30% レベルなんですよ。実際、これが 70、80 であれば、相当なもんだと思うんですけど、これだけのレベルで、その資料の 2 つ次ですね。県と市町村の差があったんですけど、資料 2 ですかね。3 番かな。

資料 3 のところで裏のページで、弁護士会さんの方からお話もあったんですけど、相談者への助言が 28 件あって、相手方が 7 件、これは県の市町村の方は大分差があって、その差が出てきてるのは、その後ろの多分、市町村の研修等の差なのかなあという見方はしていました。

全体的なトータルを見て、物事を言っほしいなあってところが。ちょっと県の立場でちょっと強く言っちゃって申し訳ないんですけど。

私のあくまでも意見で、やっぱりここにいるとわかるとおり、県の報告を見ていただくとわかるとおり、相談者への助言っていうのが 28 件。どういう相談者の助言があったかっていうと、相談者が思い込みっていうんですかね、やっぱり自分がいじめられてるっていうような感が強くて、相手方との調整ってのが少ないですよ。

だからそういった被害妄想的な部分があるのかなと。障害者、最近やっぱり強気になっていて。ある意味、よくパワハラセクハラじゃないですけど、そういう圧力っていうものも。最近ちょっと学校の先生が、ちょっと子どもに殴ったりとか、暴力、暴言を吐くと言われるってことが多いと思うんですね。

だから、そういう件で、私はそういう点で多分数字に表れている部分があるのかな。

(事務局)

申し訳ありません。ちょっと言葉遣いの方ですね、よろしいでしょうか。

(県民生活課 青山構成員)

はい。申し訳ありません。やはり今回、自分もちょっと少し前に通勤の時間で、電車に乗っていて、これはどっちもどっちなのかなと思ったんですけれ

ど、通勤の電車で障害者の方が、席を譲ってくださいと言ってきました。もちろん席を譲ったんですけど。よろしいんですけども、優先席が空いてないから、空けてくれないからこっちに来たんだよ、たまたま席空いたところの前が自分の前だったんで言ってるんですけど。それはわかりましたが、向こうも譲らない方もよくないよねっていうのも、お話をさせていただきました。

だから、そういった面でも、いろんな事情があるので、いろいろ難しいのかな、例えば数字に表れている、表れてない部分ってあると思うので。やっぱりそういった面というの、県の方で、どのように今後対応しなきゃいけないのかなというのはあると思いますけれども。それについての先ほど言った研修についても、参加していただくなりしてご指導いただけると県は助かるのかなと思っています。

ちょっとこのような感じですけど、ちょっと反論させてもらって申し訳ない、ごめんなさい。私なりの考えで、お話をさせていただきました。

(愛知県相談支援専門員協会 鈴木構成員)

今のお話聞いててびっくりしましたね。最近の障害者は強気になってるんですか。

やっぱりもう少ししっかり、今の状況を確認された方がよろしいかと思います。

平成 24 年に障害者虐待防止、それと虐待防止と差別解消は、法律に基づいて、同じ権利を守るってことですけど、別々の法律に基づいてそれぞれの報告もいただいているので、数字の出方も少し変わってくると思います。

今録音されてると思うので、もう 1 回僕確認させていただきますけれども、まず 1 つですね、名古屋市で、名古屋城のことで、いろんな障害のある方、あるいはその市民の方が議論しててですね、その中で市民の方々、大変障害のある方に対して差別的な発言があったと。それを、主催してた側が止めなかったとか、確認しなかったというようなことまで大変問題になりました。でも今、言葉についてね、そういうことの意識ができていない方が、僕はこの同じ会議の委員としていらっしゃるってことは大変不本意です。

(県民生活課 青山構成員)

申し訳ありません。

(愛知県相談支援専門員協会 鈴木構成員)

いや申し訳ないじゃない。もう発言してしまったんだから。

しかも、県民生活課の職員として発言してるわけでしょう。どういうつもりなんだろうかと思います。

今ちょっと、僕も頭に血が昇っちゃってるんでね、正確に議事録出てくると思いますから、それをもって、チェックをさせていただこうと思ってますけども、当事者団体の方は、今聞いててね、なんで障害の今ある人たちがね、そんなふうになってしまってるのか、ちょっと理解はできないですね。

何か、強気になってるって、どういうことなんだろうと思いますよ。

(県民生活課 青山構成員)

席を譲るとか、あったじゃないですか。

(愛知県相談支援専門員協会 鈴木構成員)

一般論として、いや一人一人いろんな人いるでしょう。それを、あなたの発言の中では、最近の障害者、強気になってるからって発言したんですよ。じゃあ、例えば私が支援している障害の人たちも含めてってことですか。

だから、その言葉が大事なんですよ。発言するわけですから。

もうね、ちょっとこれひどいよ。ちょっと他の皆さんもね、ひどいっていうことをね、ちゃんとアピールしないとね、私たちは、この方の発言を認めたってことになってしまう。

僕は到底認められないので、今先ほど何度も言いましたように、議事録でちゃんと確認させていただきます。それについて正式に抗議させていただき、しかるべき団体に、愛知県相談支援専門協会として意見を申し上げます。

(愛知県手をつなぐ育成会 倉知構成員)

当事者団体の方を見て言われたので、ちょっと私も、このままじゃいかんかなと思って、結局私、恥ずかしいって言った覚えがないんです。心が痛いって言ったんです。

養護者です、私も。養護者で、障害を持った子が虐待を受けないように、やっぱりしたいですよ。

やっぱりそれが養護者が多い、養護者の虐待が多いというのは、やっぱり心が痛いんで、できたらそのいろいろね、ここまではいいじゃないかというところまでが、やっぱり判断ができない人もいますので、研修をやって欲しいという話だし、もう1つはやっぱり虐待と差別と一緒にしてもらって、混同して話をしてもらっては困るわけで、やっぱり虐待は虐待、差別は差別で、虐待の話の中に、どういいますかね、差別のところの件数がどうのこうのっていう話をさ

れたら、やっぱり私としてね、本当に養護者として、障害者団体として、ちょっと本当に、議事録ちょっとよく確認させていただきます。

(今宮座長)

事務局からお願いします。

(事務局)

事務局、障害福祉課でございます。

1点ちょっと時間が長引いておりますし、構成員の皆様方からもですね、いろいろご意見があることかと思っておりますけれども、1点だけまとめて話させていただきたいと思っております。

障害者虐待防止法の中では、いくつかの、この資料に載っておるような虐待のケースがございます。

ただ、いかなる場合においても、障害者を叩いたり、暴言を吐いたりすること、それが障害者のためになるからといって許されるケースはあってはならないと、事務局では考えております。この点だけ1点、先に説明させていただきたいと思っております。以上です。

(今宮座長)

ありがとうございます。本日の協議会を毎年やらせていただいて、今の事務局からお話ございましたように、全くそのとおりの趣旨でございますので、この会、よろしく願いしたいと思っております。

ちょっと時間も押してきておりますが、他に何かございますでしょうか。

(愛知県人権擁護委員連合会 加藤構成員)

人権擁護委員ですけど、先ほど、事務局の方が言ったことがすべてだと思うんです。

ここで見える皆さんね、虐待をしないでどういうふうに、その人の権利を守って、その人が思うようにやっていくかってのは皆さんここに揃ってるってことは全員そういう考えだと思ってますよね。それはそうです。だから、なんでも言ってもいい、虐待が効果を生むなんてことはどこにも言葉としてはないですよ。世界の言葉でもない。

ぜひ反省していただいて、我々も、今日、台風の中来たんですけど、残念ですよ。先ほど言われましたけど、我々も抗議します。

(県民生活課 青山構成員)

ご意見いただきましてありがとうございます。

(愛知県人権擁護委員連合会 加藤構成員)

ご意見じゃない、ちゃんと意見を聞け。

うん。頼んだよ。お願いします。

(愛知県相談支援専門員協会 鈴木構成員)

すいません、ちょっと関連してしまうかもしれませんが、事務的な確認ですが、議事録はいつごろ、ご提示いただけますでしょうか。

(事務局)

事務局からお答えします。

まず、各委員の皆様には、今回発言をいただいた皆様にですね、確認をとって、その上で取りまとめということになりますので、約1ヶ月ぐらいの時間は、最低でも要するかと考えております。ご協力をいただきますようお願いいたします。

(今宮座長)

それでは、申し訳ございません。

まだ意見のある方もいらっしゃると思いますが、お時間も迫って参りましたので、本日の協議会はこれで終了とさせていただきたいと思います。

ご協力をいただき、ありがとうございました。

それでは、進行の方を事務局にお返しします。

(事務局)

以上をもちまして、2025年度第1回愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会は終了させていただきます。

なお、本日配付いたしました資料4につきましては、事務局で回収させていただきますので、机上に置いたままお帰りください。

本日はお忙しい中、長時間に渡り、ご出席いただき、ありがとうございました。